

令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業費補助金実施要領

第1 趣旨

愛媛県養殖業用資材購入支援事業の補助金の交付については、令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業費補助金交付要綱（令和5年10月5日付け5水産第643号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 優先順位

採択要件を満たした漁業者のうち、次の審査基準の上位に該当する者又は該当する者を含む法人に優先的に支援するものとする。

- (1) 更新する資材の使用年数（使用年数が長いほど優先順位 高）
- (2) 青年漁業者
- (3) 県の認定制度による認定漁業士

第3 事業の執行

本事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としており事業実施主体は交付決定の日から令和6年1月31日までに、対象漁業者への販売（納品）を完了しておかなければならない。

第4 事業の適切な執行に向けた指導等

知事は、本事業の適切な執行に必要な場合は、事業実施主体に対し、報告又は資料の提出を求め、必要に応じて指導及び助言を行う。

- 2 知事は、本事業の完了後においても、本事業の適切な執行を確認するため、必要な限度において、事業実施主体に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和5年10月5日から施行する。